宇治市公報

_			_		
公	称	能	力	120 t /日×2基	57.5 t/日×2基

• 破砕施設

処	理	主	体	城南衛生管理組合			
施	設	名	称	リサイクルセンター長谷山			
所	在		地	城陽市富野長谷山1-270			
処	理	方	式	二軸低速回転式 +竪型高速回転式			
公	称	能	力	60t/日			

再資源化施設

処	理主	体	城南衛生管理組合						
施	設 名	称	エコ・ポート長谷山 リサイクルセンター長谷山						
所	在	地	城陽市富野長谷山1-270	城陽市富野長谷山1-270 城陽市富野長谷山1-270					
公	称 能	カ	46 t / 日 (缶、ビン、ペットボトル、 ペットボトルキャップ)	17t/日 (プラスチック製容器包装)					

(カ) 最終処分施設の概要

処	理	主	体	大阪湾広域臨海環境整備センター (大阪湾フェニックス)			
施	設	名	称	グリーンヒル三郷山	泉大津沖埋立処分場		
所	7	E	地	久御山町佐古梶石1-3	泉大津市夕凪町地先		
埋	立	方	式	サンドイッチ方式	_		
埋	立	面	積	17, 000 m²	2, 030, 000 m²		
埋	立	容	積	200, 000 m ³ 31, 000, 000 m ³			
残	Á	È	量	100, 000 m³	_		

処	理	主	体	(一財) 宇治廃棄物処理公社			
施	設	名	称	(一財) 宇治廃棄物処理公社廃棄物埋立処分地			
所	₹	E	地	宇治市池尾仙郷山6-2			
埋	立	方	式	サンドイッチ方式			
埋	立	面	積	第1期~第3期処分地	123, 459 m²		
埋	立	容	積	第1期~第3期処分地	1,171,156 m³		
残	余 量		量	_			

(2) 生活排水処理実施計画

(ア) 生活排水処理計画

区	区 分			区域	人	П
1 計画処理区域内人	7			市内全域	185,	014
2 水洗化・生活排水				168,	095	
(1) コミュニティ・	プラント					
(2) 合併処理消	(2) 合併処理浄化槽				19,	119
(2) 下 + 洋	3) 下 水 道		治 市 共)	宇治川東岸-菟道等	58,	765
		京 (流	都 府 域)	宇治川西岸-槇島町・小倉町・広野町等	90,	211
(4) 農業集落排水施	設					/
	3 水洗化・単独処理浄化槽 (生活排水未処理人口)				13,	862
4 非水洗化人口	し尿収集	城南衛	生管理組合		3,	048
27/7/201070	自家処理	個	人 等			9
5 計画処理区域外人	7					

(イ) し尿・浄化槽汚泥収集運搬計画

項目处理主体中	又集区域の範囲 収	集回数	備	考	
---------	-----------	-----	---	---	--

宇 治 市 公 報

	し 尿	城南衛生管理組合 (委託)	市	内	全	域	おおむね20	日毎収集	定期収集
	<i>)</i> /K		111	rı	±.	- 以	随	時	臨時収集
浄汚	化槽泥	城南衛生管理組合 (許可業者)	市	内	全	域	年1~	·2回	

(ウ) し尿・浄化槽汚泥処理フロー

			里区分	収	集運	搬	中 間 処 理				
	1	処理					し尿処理	E			
稚	類		E体等	処理主体	量	搬入先	処理主体及び施設	搬入者及び量	処理量	処分方法	
	1		尿	城南環境事業協同組合	4, 389	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合 クリーンピア沢	城南環境事業協同組合 (委託)	4, 389 kl/年	公共下水道 排出	
	は 水		kl/年	クリーンピア沢	クリーン21長谷山	4,389k1/年	10 t/年	焼却処分 (し渣等)			
	浄	化	槽	城南衛生管理組合	13, 138	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合 クリーンピア沢	城南衛生管理組合 (許可業者)	13, 138 kl/年	公共下水道 排出	
	汚		泥	(許可業者)	kl/年	クリーンピア沢	クリーン21長谷山	13, 138k1/年	32 t/年	焼却処分 (し渣等)	

	最	終	処	分			
	し	录	処	分			
処理主体及び施設		量			処分方	法	
京都府洛南浄化センター		4, 389 kl/			浄化処理後	、放流	
城南衛生管理組合グリーンヒル三 大阪湾フェニックス	E郷山	10 t/4	¥	(クリー)	埋立 /ピア沢槽清掃	時の土砂、	沈砂等)
京都府洛南浄化センター		13, 13 kl/			浄化処理後	、放流	
城南衛生管理組合グリーンヒル三 大阪湾フェニックス	三郷山	32 t/4	丰	(クリーン	埋立 /ピア沢槽清掃	時の土砂、	沈砂等)

(エ) 処理施設の概要

・し尿処理施設

処	理	主	体	城南衛生管理組合		
施	設	名	称	クリーンピア沢		
所	ŧ	É	地	八幡市八幡沢1		
処	理	方	式	前処理+希釈+公共下水道排水	_	

・焼却施設

処	理	主	体	城南衛生管理組合
施	設	名	称	クリーン21長谷山
所	在		地	城陽市富野長谷山1-270
処	理	方	式	焼却処理

・最終処分場 (埋立)

_ (埋立)							
処	理 主 体		体	城南衛生管理組合	大阪湾広域臨海環境整備センター (大阪湾フェニックス)		
施	設	名	称	グリーンヒル三郷山	泉大津沖埋立処分場		
所	有	在步		久御山町佐古梶石1-3	泉大津市夕凪町地先		
埋	立	方	式	サンドイッチ方式	_		
埋	立	面	積	17, 000 m²	2, 030, 000 m²		
埋	立	容	積	200, 000 m³	31,000,000 m³		

残	弁	ř	量	100, 000 m³	_	
	(放流)					
処	理	主	体	京都府		
施	設	名	称	洛南浄化センター		
所	在		地	八幡市八幡焼木他		
				凝集剤併用型循環式研	 肖化脱窒法+急速ろ過	

標準活性汚泥法 凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法+急速ろ過

積 20. 3ha

法

放 流 先 宇治川

(掲示済)

宇治市告示第32号

処

面

理

方

農地中間管理事業に関する協議結果の公表について

農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成25年法律第101号) 第26条第1項の規定により次のとおり公表します。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
 - 宇治市地区 (宇治市内集落)
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日 令和3年3月26日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが 見込まれる農業者の状況

経営体数

 法人
 7 経営体

 個人
 5 1 経営体

 集落営農(任意組織)
 0 組織

4 当該区域における農業の将来の在り方

市内認定農業者、認定新規就農者及び京力農場プランに位置付ける地域の中核的抵い手を地域農業の担い手として位置付け、効率的な営農が展開できるよう面的な農地集積や各種補助施策の活用を積極的に進める。

5 当該区域における農地中間管理事業の活用方針 農地の出し手に対し、農地中間管理機構の活用を促す。

(掲示済)

法法法議法法法会法法法

宇治市議会会議規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。 令和3年3月30日

宇治市議会議長 真田 敦史

宇治市議会規則第1号

宇治市議会会議規則の一部を改正する規則

宇治市議会会議規則 (昭和54年宇治市議会規則第1号) の一部 を次のように改正する。

第2条第1項中「、事故のため」を「、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「、日数を定めて」を「、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし

て」に改める。

第84条第1項中「、事故のため」を「、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「、日数を定めて」を「、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第136条第1項中「、請願者の住所及び氏名(法人の場合には その名称及び代表考の氏名)を記載し、請願者が」を「及び請願者 の住所を記載し、請願者が署名又は記名」に改め、同条中第4項を 第5項とし、第3項を第4項とし、第2項中「請願を」を「前2項 の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の 1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文(点字による邦文を含む。)を 用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載 し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(掲示済)

教育、委員、会

宇治市教育委員会告示第6号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和3年3月25日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 令和3年3月26日 午後5時30分

開会場所 宇治市役所602会議室

付議事項 1 会議録署名委員の指名について

- 2 会期について
- 3 報告
- 4 宇治市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正 する規則を制定するについて
- 5 市職員を任免するについて
- 6 専決事項の報告について

(掲示済)

宇治市監査委員公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和3年3月29日

宇治市監査委員 森 真二 松岡 ゆかり 鳥居 進

- 監査の結果を公表した日 令和2年11月27日(宇治市監査委員公表第14号)
- 2 当該通知に係る事項 次のとおり。

監査対象福祉こども部 こども福祉課監査期間令和2年9月1日~10月29日

監査結果(指摘事項)	措置状況等(改善内容)		
調定の不備について 1 篤志者奨学資金貸付金返還金について、本来出納閉鎖後に 繰越調定すべきものが年度当初に滞納繰越されていた。	以後適正に処理するよう、課内で徹底しました。		

監査対象 建設部 住宅課

監査期間 令和2年9月1日~10月29日

	正正/y/in 14/15 1 6/1 1 6 7 1 6 1	
	監査結果(指摘事項)	措置状況等(改善内容)
1	t.	市営住宅使用料等の滞納のある退去者について、住民基本台帳及び戸籍の情報により所在確認を行った。所在が確認できた退去者には催告を行った。また、所在が確認できなかった等、事実上債権回収が不可能と認められる退去者に係る債権については、適切に不能欠損処理を行う方法について検討を行っている。

(掲示済)

松岡 ゆかり 鳥居 進

宇治市監查委員公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和3年3月29日

宇治市監査委員

森 真二

L 監査の結果を公表した日

令和3年2月25日(宇治市監査委員公表第2号)

2 当該通知に係る事項

次のとおり。

監査対象 健康長寿部 年金医療課 監査期間 令和2年11月2日~12月23日

ſ		監査結果(指摘事項)	措置状況等(改善内容)		
	1		府内の自治体の後期高齢者医療制度に基づく保険料の滞納 処分の状況について調査するとともに、適正な債権管理に ついて係会議の議題とし、今後、滞納処分の実施について 検討することを確認しました。		

(掲示済)

宇治市監查委員公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和3年3月31日

宇治市監査委員 森 真二 松岡 ゆかり 鳥居 進

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査 基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和2年度の都市整備部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査 を実施した。

植物公園使用料収入状況(公園緑地課)

証明手数料収入状況(都市計画課)

冊子等売却等収入状況(都市計画課)

宅地開発等協力寄付金収入状況(開発指導課)

長期優良住宅認定手数料収入状況(建築指導課)

自転車等駐車場使用料収入状況(交通政策課)

委託料支出状況(公園緑地課、都市計画課、交通政策課)

工事請負費支出状況(公園緑地課)

補助金支出状況(公園緑地課、建築指導課、交通政策課)

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務 が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、 経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施 した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、都市整備部公園緑地課、都市計画課、開発指導課、建築指導課及び交通政策課における事務事業のうち、主として令和2年4月1日から同年11月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和3年1月4日から同年2月1日までに、監査対象部局の事務室等及び 監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年2月24日に監査 委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、 今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 公園緑地課

(1) 植物公園使用料収入状況について 適正に処理されていた。 なお、平成29年度の前回定期監査においてレストランの施設使用料及び電気・水道料金について、納期限後の納付が見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

また、前回定期監査等において、収入事務受託者が領収した現金を、本市の指定金融機関等へ入金するまでの期間を短縮するよう検討を求めた点については改善が図られていた。

- (2) 委託料支出状況について 適正に処理されていた。
- (3) 工事請負費支出状況について 適正に処理されていた。
- (4) 補助金支出状況について おおむね適正に処理されていた。
- 2 都市計画課
- (1) 証明手数料収入状況について

前回定期監査において、窓口で領収した現金の指定金融機関等への入金 に遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も同様の状況が見受 けられた。

適正な事務の執行を強く求める。

(2) 冊子等売却等収入状況について

前回定期監査等において、窓口で領収した現金の指定金融機関等への入 金に遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も同様の状況が見 受けられた。早急な事務の改善を強く求める。

- (3) 委託料支出状況について 適正に処理されていた。
- 3 開発指導課
 - (1) 宅地開発等協力寄付金収入状況について 適正に処理されていた。
- 4 建築指導課
- (1) 長期優良住宅認定手数料収入状況について 適正に処理されていた。
- (2) 補助金支出状況について 適正に処理されていた。
- 5 交通政策課
 - (1) 自転車等駐車場収入状況について 適正に処理されていた。
 - (2) 委託料支出状況について 適正に処理されていた。
 - (3) 補助金支出状況について 適正に処理されていた。

(掲示済)